

随意契約に付する理由書

工 事 名：大阪府宮堺三原台住宅（建て替え）中央道路整備その他工事

本工事は、大阪府宮堺三原台住宅建替事業に伴い、団地内通路を拡幅し、都市計画法に基づく開発許可による堺市への帰属道路（以下、「開発道路」という。）の整備を行うものです。

平成 29 年度から令和 4 年度までの間に建替事業により約 1,000 戸の住宅を整備し、新築住宅に入居者が移転した跡地である活用地を学校法人近畿大学に譲渡しました。

同法人は、現在、大阪狭山市にある医学部と大学病院をこの活用地と旧堺市公園用地に移転する事業を計画し、大阪府・堺市・同法人による基本協定に基づき、令和 7 年 11 月の開設を目指して建設工事を実施しています。

この開発道路は、堺市及び法人との協議により、令和 5 年度中に完成させ堺市に帰属する予定ですが、完成すれば、府営住宅の敷地と近畿大学医学部等の敷地との間にある主要なアクセス道路に位置づけられるものです。

しかしながら、整備前の現在でも、人と車両がともに通行できる通路でもあり、児童の通学路や府営住宅への車両の進入路として使用されている一方、医学部等の建設工事用進入路となるなど、整備に関する安全対策などにおいて多くの制約があります。

そのため、医学部等の建設工事用車両の往来から児童をはじめとする通行人や一般車両の通行の安全を確保しながら、医学部等敷地へのインフラの施工を含む開発道路の整備を実施できるのは、現在、下記の近畿大学医学部・近畿大学病院新築工事等を受注しているフジタ・南海辰村特定建設工事共同企業体しかありません。

以上のことから、住宅建築局入札参加資格等審査部会に諮り了承を得た、フジタ・南海辰村特定建設工事共同企業体より見積書を徴取することとし、その結果が予算及び予定価格の範囲内であったので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するものです。なお、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により省略するものとします。

記

工事名称：近畿大学医学部・近畿大学病院新築工事（B工区）府営住宅解体工事

受注者：フジタ・南海辰村特定建設工事共同企業体

工事期間：令和 4 年 7 月 1 日～令和 5 年 8 月 31 日

工事名称：近畿大学医学部・近畿大学病院新築工事（B工区）

受注者：フジタ・南海辰村特定建設工事共同企業体

工事期間：令和 5 年 6 月 12 日～令和 7 年 2 月 28 日